公安調査庁

（東京高等検察庁検事公安調査庁調査第二部第一課長）検事　宮川　博行
公安調査庁調査第二部第一課長に充てることを解く
（東京地方検察庁検事）同　野下　智之
公安調査庁調査第二部第一課長に充てる
（東京高等検察庁検事関東公安調査局長）同　高森　高徳
関東公安調査局長に充てることを解く
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　横尾　洋一
公安調査庁総務部人事課長に転任させる
（公安調査庁調査第二部第一課国際調査企画官）法務事務官　佐藤　裕一
公安調査庁調査第二部公安調査管理官に昇任させる
（近畿公安調査局長）同　岩井　克己
関東公安調査局長に配置換する
（九州公安調査局長）同　西田　稔
近畿公安調査局長に配置換する
（公安調査庁総務部人事課長）同　植田　康文
九州公安調査局長に昇任させる
（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）同　竹田　公政
内閣官房に出向させる（以上四月十日）

外務省

（大臣官房総務課警備対策室長）外務事務官　鈴木　光男
在済州日本国総領事館総領事に昇任させる（四月八日）

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

群馬労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、群馬県電気機械器具製造業最低工賃（平成22年群馬労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成25年４月15日　群馬労働局長　小玉　剛

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　群馬県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	両端末加工（絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、ねじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。）	２しんで、かつ、６センチメートル以上の長さのもの	１本につき４円72銭
	チューブ挿入（アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入して、加熱して密着させることをいう。）	６センチメートル以上の長さのもの	１端につき１円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別（二次選別済みのもの）	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが６ミリメートル未満、かつ、円筒形のもの	100個につき33銭
コネクター	差し（コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	２ピン以上10ピン以下のもの	１ピンにつき58銭
コイル	仕上げ（下巻テープを１回巻き、リード線２本をはんだ付けし、かつ、外装テープを１回巻くものに限る。）		１個につき12円56銭

4　効力発生の日　平成25年５月15日

皇室事項

信任状捧呈式

四月十一日午前十時三十分、宮中において、新任在ガーナ国特命全権大使エドモンド・コフィ・アグベヌチェ・デーの信任状捧呈式を行われた。

四月十一日午前十一時、宮中において、新任在ウクライナ国特命全権大使イーホル・ハルチェンコの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十日午後四時御出門、平成二十五年春の特別展「近代国家日本の登場―公文書にみる明治―」を御覧のため、国立公文書館（千代田区）へ行幸啓、同五時五十三分還啓になった。

官庁報告

法務

公証人任免

山口地方法務局所属公証人北川益雄は役場を設置すべき地を山口市に変更指定された。（四月一日）

横浜地方法務局所属公証人狩谷武嗣は願により公証人を免ぜられた。

大阪法務局所属公証人石田昌司は願により公証人を免ぜられた。

福岡法務局所属公証人飼手義彦は願により公証人を免ぜられた。（以上四月二日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

茨城県神栖市東和田５番地**鹿島バース株式会社**の神栖市東和田５番地鹿島バース株式会社工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年４月15日

水戸地方法務局鹿嶋支局

大阪府高槻市今城町25番３号**株式会社エーアンドエー大阪**の工場財団に大阪府高槻市今城町１番地、２番地、９番地、151番地の１、156番地、159番地の１、159番地の３、164番地株式会社エーアンドエー大阪本社工場の工作物を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年４月15日　大阪法務局北大阪支局

有権者申出方

元当局所属公証人平井義丸の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年４月15日　神戸地方法務局

元当局所属公証人飼手義彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年４月15日　福岡法務局